

議案第19号

協議項目14 「支所の取扱いに関する事」

協議項目14 「支所の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成20年4月22日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

支所の取扱い

富士見村役場は、支所とする。

支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。